

熊原第23-032号

令和5年7月21日

原子力規制委員会 殿

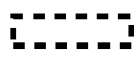
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書に係る変更の届出

令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号、令和2年4月6日付け熊原第20-009号、令和2年8月28日付け熊原第20-018号、令和3年1月18日付け熊原第21-001号、令和3年7月9日付け熊原第21-038号、令和3年10月22日付け熊原第21-044号、令和4年7月21日付け熊原第22-015号、令和4年11月18日付け熊原第22-031号及び令和5年6月29日付け熊原第23-025号をもって変更を届け出た核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書について、記載事項の一部を変更したため、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の5第2項の規定に基づき、別記のとおり届出いたします。

内は、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

別 記

1. 変更の内容

- (1) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号、令和2年4月6日付け熊原第20-009号、令和2年8月28日付け熊原第20-018号、令和3年1月18日付け熊原第21-001号、令和3年7月9日付け熊原第21-038号、令和3年10月22日付け熊原第21-044号、令和4年7月21日付け熊原第22-015号、令和4年11月18日付け熊原第22-031号及び令和5年6月29日付け熊原第23-025号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「四、検査を受けようとする事項、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

ロ. 期 日

令和元年12月18日から令和5年8月中旬

(変更後)

ロ. 期 日

令和元年12月18日から令和5年8月下旬

- (2) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号、令和2年4月6日付け熊原第20-009号、令和2年8月28日付け熊原第20-018号、令和3年1月18日付け熊原第21-001号、令和3年7月9日付け熊原第21-038号、令和3年10月22日付け熊原第21-044号、令和4年7月21日付け熊原第22-015号、令和4年11月18日付け熊原第22-031号及び令和5年6月29日付け熊原第23-025号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「五、申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

令和5年8月28日

(変更後)

令和5年9月4日

- (3) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号、令和2年4月6日付け熊原第20-009号、令和2年8月28日付け熊原第20-018号、令和3年1月18日付け熊原第21-001号、令和3年7月9日付け熊原第21-038号、令和3年10月22日付け熊原第21-044号、令和4年7月21日付け熊原第22-015号、令和4年11月18日付け熊原第22-031号及び令和5年6月29日付け熊原第23-025号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「別添1 工事工程表」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

2. 変更の理由

- ・ 新規制基準適合工事の実施時期の予定の変更に伴い、使用前検査の期日と加工施設の使用の開始の予定時期を変更する。

以上

工事工程表(2/2)(注1)

認可番号等	施設区分	場所	名称		変更内容	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度															
			設備・機器名称	機器名		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~3月	4月~3月	4月~6月	7月	8月	9月				
令和元年度12月2日付け原規規発第1912022号	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管棚No.2	撤去																										▼		
			試験開発燃料貯蔵設備	試料保管容器	撤去																											▼	
	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備No.1 系統Ⅷ(局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	部分撤去																										▼		
			気体廃棄設備No.1 系統Ⅷ(局所排気系統)	ダクト	部分撤去																											▼	
	その他の加工施設	第2加工棟	試験開発設備	粉末混合試験装置	撤去																										▼		
			試験開発設備	粉末粉碎篩分装置	撤去																											▼	
			試験開発設備	小型粉末混合試験装置	撤去																											▼	
			試験開発設備	小型粉末粉碎篩分装置	撤去																											▼	
			試験開発設備	試験設備フード	撤去																											▼	
			試験開発設備	試験設備ベース	撤去																											▼	
			試験開発設備	試験設備ベース	撤去																											▼	
	第2加工棟	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー)	仮移設																												
			火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	仮移設																												
			緊急設備	非常用照明	仮移設																												
			緊急設備	誘導灯	仮移設																												
	屋外(第2加工棟西側)	消火設備	屋外消火栓	仮移設																													

注1 規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。

【凡例】

- : 工事期間
- ▲ : 使用前検査(実績)
- ▼ : 加工施設の性能検査